



# 公益財団法人ソーシャルサービス協会 第 52 回理事会 議事録

1. 開催日時 2023年(令和6年)6月3日(月)午後1時～午後3時25分  
1. 場 所 全日自労会館6階会議室  
1. 理事総数 6名  
1. 出席理事 5名 神田豊和 涌井俊夫 柴田和啓 角田季代子 野崎佳代子  
1. 欠席理事 池田 寛(コロナ感染のため)  
1. 出席監事 伊藤東一 小太刀美津枝  
1. 欠席監事 なし  
1. 議事録作成者 涌井俊夫

## 1. 議事の経過の要領とその結果

上記の通り出席があったので、本理事会は適法に成立した。

定款の規定により代表理事・神田豊和が議長に就任し、直ちに議案の審議に入った。

初めに議事録作成者は常務理事・涌井俊夫を全員一致で承認した。

## 第 1 号議案 第 51 回理事会、第 39 回評議員会以降等近々の報告(役員の職務報告等を含む)の 件

1. 涌井俊夫常務理事が、第 51 回理事会、第 39 回評議員会の議事録について報告した。あわせて理事長、常務理事の職務執行について報告した。
  - ・別紙議事録など参照
  - ・役員の職務執行報告書(別紙)
2. つづいて、涌井常務理事より各事業所の新型コロナウイルスの感染状況について報告され、各事業所とも共通して、第 5 類に移行後においても、周囲に一定の感染者数の発生はあり、事業所での感染対策は引き続き継続し、感染予防を重視していることが報告された。財団本部においても神田理事長が 4 月に患ったことが報告された。

『協会だより』は No.88 号(3月30日付)、No.89 号(4月26日付)、No.90 号(5月29日付)を発行
3. つづいて、涌井常務理事より各事業所の状況が報告された。
  - ・はじめに。4月1日付「雇用状況調査」結果(別紙)結果について報告された。内訳では、常用雇用が 31 人、非正規雇用が 74 人で計 105 人。男女別では男性 47 人、女性 58 人。65 歳以上の高齢者は 52 人で全体の 49.5%であった。
  - つづいて、神田理事長よりワークセンター、京都事業所の状況が報告された。
  - ・財団本部は、ワークセンターの新規事業の取得にむけて 5 月 22 日、堀井公認会計士事務所の堀井公認会計士、細井マネジャーと神田理事長とで打ち合わせをおこなったとの報告がされた。
  - ・京都事業所においては、岡山所長が 5 月 16 日付診断書が出され「3 か月休職」することになった。職員間の動揺と不安が起きており、5 月 24 日に急きょ職員会議を開催。神田理事長が参加し、立会人として建交労京都府本部および同京都支部の役員も同席して岡山所長の休職と今後の事業運営に

- ついて意見交換をした。財団として早急に新たな所長または兼務する所長を探すこと、組合も協力しており、職員の協力も呼びかけた。建交労京都府本部が新たな所長を探していただくなかで、5月31日に所長に応募する人があり、理事長との面接を6月早急に実施予定であることが報告された。
- 2度の懲戒処分を受けた職員 M 氏は4月30日付で退職。退職後も理事長宛に Fax (5月1日と16日付) にて医療費や経済的損害などを請求してきた。また、レターパックも財団本部に届くが開封せずに受け取りを拒否。対応については、顧問弁護士と協議しながら対応している。(別紙参照)
  - 京都事業所 新規採用4月1日付 黒滝睦子さん サービス提供責任者 介護福祉士取得

4. つづいて、涌井常務理事より内閣府関連の事項について報告された。

内閣府認定等委員会の担当事務局が4月1日付で交代したこと、3月末提出した「2024年度事業計画」「予算書」は5月17日に受理されたことが報告された。

つづいて、神田理事長より国会に提出されていた公益二法案(「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部を改正する法律案」および「公益信託に関する法律案」)は、5月14日、衆議院本会議において、いずれも原案通り可決、成立したこと。法案は、公益法人の活動の推進を図るため、公益認定の基準、公益法人の財務規律等に関する規定の見直し等をおこなう内容で、公益法人の「収支相償」については原則見直して緩和する方向や、行政手続きの簡素化・合理化の見直し。自律的なガバナンスの充実、透明性の向上、公益法人の責務として運営体制の充実や財務に関する情報開示等の透明性を向上はかるよう努めるなどの内容となっていることが報告された。施行期日は2025年4月予定。資料・内閣府メールマガジン(最新号など別紙参照)

5. つづいて、神田理事長より理事辞任と新任理事の件について報告された。

※6/24 評議員会に諮る案件

- 辞任する理事は、角田季代子理事と池田實理事の両名であること。
- 新任理事に就任承諾された次期理事は、大野俊明さん(元埼玉土建一般労働組合猿島支部書記次長)と竹内清さん(元都市機構労働組合書記長)の両名であることが報告された。

6. つづいて、涌井常務理事よりミスタードーナツの対応について報告された。

- 第51回理事会にて既報の全日自労会館1階のテナント店ミスタードーナツからの火災報知器発報についての報告書(2024年4月5日付)を5月14日に受理した。また、建交労中央本部から財団にたいして11月26日(日)の休日対応及び12月29日(金)の深夜対応時に発生した組合役員のタクシー費用などについての請求を受けた。財団はその請求書についてはミスタードーナツ岡田店主に親会社(株)ダスキンと協議し建交労に振り込むよう申し入れた。その後、上司の確認を得たとの連絡を受けたことが報告された。

7. つづいて、涌井常務理事より財団の資金繰り状況(別紙)、財団本部の経理担当者の野村陽子さんは3月31日付で退職、4月1日付で櫻井ゆき子さんを採用、尾崎朋美さん(在宅勤務)との2人体制になったこと、5月20日に全事業所に「緊急事務連絡」文書を送付したこと、5月24日と27日付で全事業所に「消費税の通知書(請求)」を送付したが、非課税の介護事業所などにも請求しており、混乱が起きたが、全事業所にお詫びするとともに訂正した通知書を送付し、財団本部もきちんと精査せずに事業所に送付してしまったことを教訓とするという報告がされた。

審議の中で、角田理事からミスタードーナツの対応について、発生した火災報知器の誤発報につき真摯に向き合う姿勢に欠けるところがある旨の報告がされた。柴田理事からは、京都事業所の状況につき質問が出されたが、神田理事長よりこの間の対応につき説明がされた。

議長は報告事項についてその賛否を諮ったところ、出席理事全員一致で決議した。

つづいて、神田理事長より協議事項について報告、提案された。

協議事項は、内閣府認定等委員会に変更認定申請の件(別紙)で、ワークセンターが定款に新規事業「居住支援法人」事業の追加を求めており、所轄の京都府からも定款に事業追加を求められていることで、理事会として変更認定申請を確認することが提案された。提案内容は、現行の定款第4条(1)から(7)までの事業が認可されていますが、(3)生活困窮者の福祉の向上を目的とする事業 ア イの後に ウ 居住支援法人を追加するため、内閣府認定等委員会へ変更認定申請をおこなう。時期は7月以降を予定。実務的な作業は、堀井公認会計士事務所に委託することが報告された。

議長は協議事項についてその賛否を諮ったところ、出席理事全員一致で決議した。

## 第2号議案 2023年度事業報告(案)の件

涌井常務理事より、全事業所より2023年度にとりくんだ事業内容につき報告を受け、財団本部において定款に定める事業にそって整理し、財団全体としての2023年度事業報告を作成したことが報告された。

別紙 2024年度事業報告(案)6月24日の評議員会で決議する。

審議の結果、議長はその賛否を諮ったところ、出席理事全員一致で確認した。

## 第3号議案 2023年度決算(案)の件

涌井常務理事より、全事業所より2023年度決算の報告を受け、財団本部において、本部の決算を加えて財団全体の決算書を作成し、顧問税理士の確認、5月29日に監事監査の承認を得たことが報告された。

別紙 2024年度決算(案)6月24日の評議員会で決議する。

審議の結果、議長はその賛否を諮ったところ、出席理事全員一致で確認した。

## 第4号議案 2023年度末決算期経営結果と監査報告の件

涌井常務理事より2023年度末の経営結果について提案された。提案内容は以下の通り。

2023年度末期の経営結果は、財団全体で1,156万円の赤字となりました。

事業所別の到達結果は、旭川事業所8万円、仙台事業所△8万円、△30万円田川事業所、ITセンター284万円、ワークセンター380万円、京都事業所△1,219万円、都城事業所△103万円、本部△466万円の結果でした。

全体としては、政府の低介護費政策や介護サービス利用者の生活が困難であることで、介護サービスが縮小し、清掃事業においても自治体での事業拡大が困難で、収益が大きく減少したことが経営結果に反映したことが報告された。

2023年度末決算期の監事監査を2024年(令和6年)5月29日に実施しました。

監査結果 会計書類等は、監査期間中の協会の会計活動の実態と期間末日の財産の状況を正しく反映していることを確認した。また、此期の業務執行状況についても適正に執行されていることを確認しました。

監査意見 1.今年度については、事業収益が前年度より4,000万円の減少となり、結果として、1,156万円の赤字となりました。  
2.一方で、収支相償の原則に立ちかえり、2020年度、2021年度の剰余については、具体的な改善案を作成し、早急に成案を得るようお願いします。

3. 経理体制については、この間困難がありましたが、しっかり担当体制が再建されました。

つづいて、小太刀監事より、5月29日実施の監査報告について報告がされた。

審議の結果、議長はその賛否を諮ったところ、出席理事全員一致で決議した。

**第5号議案 第40回評議員会開催の件 6月24日(月) 午後1時～4時**

涌井常務理事から第40回評議員会開催の件および議題などが提起された。

- 第1号議案 議事録署名人選出の件
- 第2号議案 第52回理事会、第39回評議員会以降等近々の報告(役員の職務執行報告等含む)の件
- 第3号議案 理事辞任の件
- 第4号議案 理事選任の件
- 第5号議案 2023年度事業報告(案)の件
- 第6号議案 2023決算報告(案)の件
- 第7号議案 2023年度末決算経営結果と監査報告の件
- 第8号議案 第53回理事会開催の件 9月27日(金) 午後1時～4時
- 第9号議案 第54回理事会開催の件 12月9日(月) 午後1時～4時

審議の結果、議長はその賛否を諮ったところ、出席理事全員一致で決議した。

**第6号議案 第53回理事会開催の件 9月27日(金) 午後1時～4時**

涌井常務理事から第53回理事会開催の件および議題などが提起された。

- 第1号議案 第52回理事会、第40回評議員会以降近々の報告(役員の職務執行報告等含む)の件
- 第2号議案 2024年度第一四半期経営結果と監事監査の件
- 第3号議案 全事業所長会議の件
- 第4号議案 第54回理事会開催の件 12月9日(月) 午後1時～4時
- 第5号議案 第41回評議員会開催の件 2025年1月20日(月) 午後1時～4時

審議の結果、議長はその賛否を諮ったところ、出席理事全員一致で決議した。

以上をもって、議案の全部を終了したので、議長は、午後3時25分に閉会を宣言し散会した。

2024年(令和6年)6月3日

公益財団法人ソーシャルサービス協会

議長 代表理事 神田 豊和 ㊟

監事 小太刀 美津枝 ㊟

以上